

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（措法47①、68の34①、旧措法47①、68の34①）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表（二十六）

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	()年	()年	()年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・・	平・・	平・・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{14、20、28又は40}{100}$	$\frac{14、20、28又は40}{100}$	$\frac{14、20、28又は40}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋
各独立部分ごとの床面積	14	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
		m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸
該当する各独立部分の戸数	15	戸	戸	戸
都道府県知事の登録年月日	16	平・・	平・・	平・・
その他参考となる事項	17			

特別償却の付表（二十六）の記載の仕方

1 この付表（二十六）は、法人（連結法人を除きます。）が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第47条第1項《サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却》若しくは平成25年改正前の租税特別措置法（以下「平成25年旧措置法」といいます。）第47条第1項《サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の34第1項《サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却》若しくは平成25年旧措置法第68条の34第1項《サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、法人が所有権移転外リース取引により取得したサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の種類1」は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- 6 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 7 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、サービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 8 「割増償却率10」の分子は、サービス付き高齢者向け

賃貸住宅の新築時における耐用年数及び取得等年月日が次のいずれに該当するかの区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。

- (1) 耐用年数が35年以上である場合

- イ 平成23年10月20日から平成27年3月31日までの間に取得等をしたもの…「40」
- ロ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたもの…「20」

- (2) 耐用年数が35年未満である場合

- イ 平成23年10月20日から平成27年3月31日までの間に取得等をしたもの…「28」
- ロ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたもの…「14」

9 「償却・準備金方式の区分12」は、そのサービス付き高齢者向け賃貸住宅につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の各欄は、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。

なお、対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。

- (1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「各独立部分ごとの床面積14」には、各独立部分の床面積を記載します。
- (3) 「該当する各独立部分の戸数15」には、租税特別措置法施行令第29条の4第1項(又は第39条の63第1項)に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
- (4) 「都道府県知事の登録年月日16」には、高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項に規定する登録をした措置法第47条第1項(若しくは第68条の34第1項)又は平成25年旧措置法第47条第1項(若しくは第68条の34第1項)の適用を受けるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る登録年月日を記載してください。
- (5) 「その他参考となる事項17」には、その対象資産がサービス付き高齢者向け賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。